

大船渡市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項及び第4項の規定に基づき、
令和7年度定期監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により、別紙のと
おり公表する。

令和8年2月6日

大船渡市監査委員 鈴木 弘
大船渡市監査委員 船野 章

令和7年度定期監査（後期分）結果報告書

地方自治法第199条第1項及び第4項の規定による定期監査を大船渡市監査基準に基づき実施しましたので、同条第9項の規定により、次のとおりその結果を報告します。

1 監査の対象及び範囲

財務に関する事務の執行を対象とし、令和7年度を範囲として実施した。

(1) 財務事務に係る管理状況及び予算執行状況について

全課等を対象に、監査資料の提出を求めた。また、以下の課等については、事情聴取も実施した。

【課等名】

市民環境課、国保医療課、綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所、地域福祉課、こども家庭センター、長寿社会課、健康推進課、農林課、水産課、建設課、住宅管理課、土地利用課、下水道課、水道課、林野火災対策局、会計課、農業委員会事務局

(2) 重点項目「委託契約に係る事務」について

例月現金出納検査での支出命令票等の確認状況から、監査重点項目を「委託契約に係る事務」とし、下記の課等を対象に、令和7年8月末日までに契約を締結している業務から25件を抽出した。

【課等名】

市民環境課、国保医療課、地域福祉課、こども家庭センター、長寿社会課、健康推進課、農林課、水産課、建設課、土地利用課、会計課、下水道課、水道課

(3) 出先機関における施設の維持管理等について

以下の施設を対象とした。

【施設名】

綾里診療所、越喜来診療所、吉浜診療所、歯科診療所

2 監査の着眼点

財務に関する事務の執行が法令に適合し、正確に行われているか。

また、重点項目については、契約の方法及び事務手続は適正に行われているか、契約書等関係書類は適正な内容となっているか、検収は適正に行われているか等を着眼点として監査を実施した。

3 監査の主な実施内容

監査にあたっては、監査資料及び関係諸帳簿等を確認した。

重点項目は、事業内容や施行伺から検収、委託料の支払いまでの一連の事務手続について関係諸帳簿及び事情聴取により確認した。

出先機関における施設の維持管理等については、監査資料の提出を求め、事情聴取も実施した。また、越喜来診療所を除く各診療所については、施設に出向き現地確認を行った。

事情聴取には各課等の長、課長補佐、事務長等が対応した。

4 監査の実施場所及び日程

- (1) 場 所： 市役所本庁舎及び各診療所
- (2) 日 程： 令和 7 年 9 月 17 日から令和 7 年 12 月 25 日まで

5 監査結果

財務に関する事務の執行については、関係法令等に基づき、おおむね適正に行われているものと認められた。

重点項目で抽出した委託契約事務 25 件の内訳は、指名競争入札が 4 件、随意契約が 21 件であった。随意契約のうち、一者随意契約（単数の者から見積を徴する随意契約）が 16 件であった。

委託契約に係る事務の監査の結果、相手方の選定方法、随意契約の根拠及び理由、予定価格の算定、契約内容、検収、委託料の支出事務等がおおむね適正であることを確認した。

本監査は、令和 7 年度を範囲としたことから、履行途中の業務は、検収及び業務完了後の委託料の支出事務について確認できなかったが、事情聴取により業務の進捗管理が適切に行われていることがうかがえた。

なお、一部の委託業務では、契約保証金について免除と担保を混同した内容で入札指名通知書を作成している、契約保証金免除の根拠である財務規則の適用する号に誤りがある、受託者からの提出書類が契約書や仕様書に定める名称と異なっている等の軽微な留意事項については、口頭で指導を行ったところである。

また、指摘事項には至らないものの、業務完了後の検収から支出処理の過程において適正を欠くと認められた事項については、口頭で注意・指導を行ったところであるが、改善が望まれることから、次のとおり注意事項として記載した。

契約や支出に係る事務手続きにおいては、職員一人ひとりが法令等を正しく理解し、担当者のみならず上司においても随意契約事務執行チェックリストや業務委託等契約事務チェックリスト等を活用した確認を十分に行うなど適正な事務執行に努められたい。

【注意事項】

担当課	土地利用課
業務名	夢海公園芝生維持管理業務
内容	<p>(1) 契約書において、検収は毎月の業務完了後に提出されている作業報告書の審査によって行うと定めているが、作業報告書の受付前の日付を支出命令書の検収日として入力している。</p> <p>(2) 契約書において、毎月の業務完了確認後に請求書を受理し委託料を支払うと定めているが、作業報告書の受付前の日付で提出された請求書を受理し支出処理を行っている。</p>